

機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算（平成 21 年財政検証に基づいた試算）

- 財政検証に用いる経済前提（物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回り）は、マクロ経済の観点で整合的となるような考え方のもとで設定することが望ましいと考えられ、賃金上昇率のみを独立に変更することは合理性を欠き、適切な設定ではないと考えている。
- あえて、経済前提の整合性を無視して、機械的に名目賃金上昇率を 2.0%、1.0%、0.0% とそれぞれ設定すると、マクロ経済の観点からみて、実質経済成長率は実質賃金上昇率（それぞれ 1.0%、0.0%、▲1.0%）に人口の変化率（年平均▲0.7%）を加味したものに相当するものと考えられる。名目賃金上昇率が 1.0%、0.0% の場合、おおむね 100 年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015～2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成 21 年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成 50(2038) 年度以降)
機械的な試算 ① (名目賃金上昇率 2.0%)	0.3 %	1.0 %	2.0 %	4.1 %	50 % (平成 49(2037) 年度以降) [49.98% (平成 49(2037) 年度以降) ^(※)]
機械的な試算 ② (名目賃金上昇率 1.0%)	▲0.7 %	1.0 %	1.0 %	4.1 %	50 % (平成 49(2037) 年度以降) [43.2 % (平成 74(2062) 年度以降) ^(※)]
機械的な試算 ③ (名目賃金上昇率 0.0%)	▲1.7 %	1.0 %	0.0 %	4.1 %	マクロ経済スライドが機能しない ^(注1)

(※) 所得代替率が 50 % を下回っても、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注1) 機械的な試算③のケースは、名目賃金上昇率が 0.0% であるため、(1) 年金額の改定がなく、(2) マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、実質的に機能せず、(3) 所得代替率の計算の基となる手取り賃金、厚生年金の標準世帯における年金額は変化しないため、所得代替率も変化しないが、(4) 平成 16 年の改正事項の 1 つである「負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）」が実質的に機能しないため、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 54(2042) 年度に厚生年金の積立金が枯渇することになる。

○ また、平成 21(2009)年 4月 17 日（金）衆議院厚生労働委員会における山井議員提出資料で示されている、過去 10 年平均および 20 年平均の数値を、そのまま経済前提として使用する場合、

- ・機械的な試算④：物価上昇率▲0.2%、名目賃金上昇率▲0.7%、名目運用利回り 1.5%
- ・機械的な試算⑤：物価上昇率 0.7%、名目賃金上昇率 0.6%、名目運用利回り 2.9%

という設定となる。これらの場合はやはり、おおむね 100 年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015～2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成 21 年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成 50(2038) 年度以降)
機械的な試算 ④	▲1.2 %	▲0.2 %	▲0.7 %	1.5 %	マクロ経済スライドが機能しない ^(注2)
機械的な試算 ⑤	▲0.8 %	0.7 %	0.6 %	2.9 %	<平成 62(2050) 年度に 50.6%> ^(注3)

(注 2) 機械的な試算④のケースは、物価上昇率、名目賃金上昇率がともにマイナスであり、かつ名目賃金上昇率の方がより低くなっているため、(1)新規裁定者の年金額の改定は物価上昇率に基づくマイナス改定となり、(2)マクロ経済スライドの調整は実質的に機能せず、(3)所得代替率の分母となる手取り賃金の低下率が、分子の年金額の低下率よりも大きくなるため、所得代替率は上昇することになる。このため、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 43(2031) 年度に厚生年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 72% の見込み。

(注 3) 機械的な試算⑤のケースは、名目賃金上昇率が基本ケースに比べて低く、マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、基本ケースに比べて給付調整の効果が小さくなる。このため、所得代替率は低下していくものの、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 62(2050) 年度に国民年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 50.6% の見込み。

機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に変更した場合の試算 (平成 21 年財政検証に基づいた試算)

- 平成 21 年財政検証の労働力率の前提是、平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。
 - 「労働力需給の推計」では、雇用政策を無視して、性、年齢別の労働力率が 2006 年と同じ水準で推移すると仮定した「労働市場への参加が進まないケース」についても示されている。仮に、機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に置き換えた場合の影響については次のとおりである。
- (1) 公的年金被保険者数の将来見通しに与える影響
- ・「労働市場への参加が進むケース」に比べ、低い労働力率を前提とするため、被用者年金被保険者の見通しが少なくなり、国民年金第 1 号被保険者は多くなり、国民年金第 3 号被保険者は少なくなる。
 - ・高齢者の労働市場への参加が進まないために、60 歳以上の公的年金被保険者（被用者年金被保険者）が少なくなることを反映して、公的年金被保険者総数が少なくなる。

○ 被保険者数の将来見通しに与える影響（「進むケース」との対比、2030 年以降の平均）

被用者年金被保険者	3～4%程度の減少
国民年金第 1 号被保険者	6～7%程度の増加
国民年金第 3 号被保険者	2～3%程度の減少
公的年金被保険者総数	1%程度の減少

(2) 最終的な所得代替率に与える影響

○ 「労働市場への参加が進まないケース」へ変更

→最終的な所得代替率に与える影響は ▲0.8～1.0 ポイント程度

労働力率以外の前提が財政検証の基本ケースと同様とする場合、

「労働市場への参加が進むケース」 50.1%（平成 50(2038) 年度以降）

「労働市場への参加が進まないケース」 49.2%※（平成 50(2038) 年度以降）

（※）所得代替率が平成 49(2037) 年度に 50% に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合

